

公民館等公共施設貸館利用における感染拡大予防ガイドライン

令和2年6月11日

令和2年7月1日（改定）

1. はじめに

このガイドラインは、新型コロナウイルス感染拡大予防と公民館等の貸館の両立を進めるため、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長が示した「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」等をもとに、公共施設（甘楽町公民館・ららかんら・甘楽町文化会館）貸館事業の再開に向けた基本的考え方や留意事項などを定めるものとする。

なお、このガイドラインは、感染症の動向、対処方針等の改定を踏まえて、甘楽町新型コロナウイルス感染症対策本部により、適宜、見直しを行うものとする。

2. 感染防止の基本的な考え方

公民館貸館事業における感染防止対策の取り組みは、不特定多数が利用する施設であり、住民の交流や社会教育の拠点を守ることで、町内及び社会全体の感染予防に繋がることを認識し、必要となる負担を考慮し、使用目的・稼働率等を以下のとおりとする

(1) 会議室等の定員のおおむね半数以下の人数で使用する

※各部屋の使用可能人数・稼働率については、下表「各部屋の使用制限人数」のとおり

(2) 使用時間は消毒作業等の時間を含む1区分（2時間）程度とする。

(3) 下記の活動内容で利用しないこと

- ・ スポーツ、ダンス、高唱（歌声、声援、大声での発声）に準ずる活動については、6月30日まで利用制限いたします
- ・ 館内での飲食は行わないこと
※水分補給以外の飲食は行わないこと
- ・ 接触や密接（近距離での対面を含む）が起こる活動
- ・ 5人以上が参加する活動

3. 講じるべき具体的な対策

○利用者が日頃から注意すべき事項

利用者は来館前に検温を行い、以下に該当する場合は使用をしないこと

- (1) 37.5度以上の発熱があった場合（又は平熱比1.0度超過）
- (2) 息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさや、咳・咽頭痛などの症状がある場合
- (3) 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

(4) 過去2週間以内に、感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある場合

○利用者が公民館貸館等を使用等する際の注意事項

- (1) マスク着用、手洗い・手指の消毒、咳エチケットの徹底
- (2) 人と人との距離（2m以上）を確保すること
- (3) 使用中には窓を開放し使用するか、30分に1回程度の換気をする
- (4) トイレ使用後には、蓋を閉めて流すこと
- (5) 室内に常備している備品以外は使用しないこと
- (6) 使用後は清掃とともに使用した備品（机・椅子等）を指定の位置に整えること
- (7) 町社会教育団体等が使用する際は、登録・所属会員のみとすること
- (8) 町社会教育団体以外の者が使用する場合は、利用者の住所・氏名・連絡先を利用申込の際に提出すること
※県外者を含む利用は当面の間、不可とする
- (9) 利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること
- (10) 感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従うこと

甘楽町公民館 部屋別利用上限人数

部 屋 名	階 数	上限人数	備 考
大会議室	2 階	40人	
和 室 (大)	〃	12人	
和 室 (小)	〃	不 可	
小会議室	〃	不 可	
中会議室	1 階	8人	
実 習 室	〃	6人	
和 室 (小)	〃	不 可	

ら・ら・かんら 部屋別利用上限人数

部 屋 名	階 数	上限人数	備 考
研修室 1	2 階	15人	} 一部屋として 使用する場合は 50人
研修室 2	〃	15人	
研修室 3	〃	15人	
調理実習室	1 階	7人	
視聴覚室	〃	不 可	
和 室	〃	不 可	

甘楽町文化会館 部屋別利用上限人数

部 屋 名	階 数	上限人数	備 考
大ホール	1 階	定員の1/2以下	
展示ホール	〃	密にならない程度	
舞 台	〃	密にならない程度	
リハーサル室	〃	8人	
大会議室	〃	23人	
小会議室	2 階	10人	
和 室	〃	30人	